〃	第四十回	二十五億円	百四円五十銭
〃	第四十一回	三十億円	百四円一銭
〃	第四十二回	二十億円	百三円三十二銭
〃	〃	二十億円	百三円三十三銭
〃	〃	二十億円	百三円三十四銭
〃	第四十四回	四十億円	百三円八十五銭
〃	〃	五億円	百三円九十銭
〃	第四十五回	十七億円	百三円五十八銭
〃	〃	七億円	百三円六十九銭
〃	第四十六回	六十億円	百四円三十二銭
〃	〃	百二億円	百四円三十五銭
〃	〃	一億円	百四円三十六銭
〃	〃	百三十億円	百四円三十七銭
〃	第四十七回	八億円	百三円八十三銭
〃	第四十八回	六億円	百六円七十五銭
合　計		八百四億円	

公　告

諸　事　項

破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

平成２７年（フ）第３２０号

大阪府泉南市新家1819番地の１、前住所大阪府泉南市新家1741番地の２
債務者　新家樹脂化工こと　滝本　　務
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　岸田　好美
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第３３４号

大阪府和泉市いぶき野３丁目１番第２号棟第308号室、住民票上の住所神奈川県横浜市旭区柏町１番地28グレースカシワ201
債務者　森山　富雄
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　吉田　　豪
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２７年（フ）第１９号

愛媛県南宇和郡愛南町中川687番地　羽田アパート
債務者　幸田　孝清
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　大島　博雅
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月９日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
松山地方裁判所宇和島支部

平成２７年（フ）第１５６号

高知市上町１丁目７番21号　中岡マンション
債務者　中岡　　寛
1　決定年月日時　平成27年７月10日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中西　法貴
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月13日午前11時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２７年（フ）第１０５号

福岡県小郡市希みが丘３丁目１番地95
債務者　山本　香美（旧姓山口）
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　江上　武幸
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月24日午前10時
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第２０７号

鹿児島県鹿児島市紫原７丁目４番９号　アヴェルデ紫原302号
債務者　上野　　弘
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　坂元　直人
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午前11時30分
5　免責意見申述期間　平成27年９月10日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２７年（フ）第２３２号

兵庫県西宮市新甲陽町12番６号
債務者　わんだふること　喜多　宏佳
1　決定年月日時　平成27年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小林　靖子
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月25日午前10時45分
5　免責意見申述期間　平成27年９月11日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３０８号

熊本市北区清水亀井町25番18号
債務者　濱田　　徹
1　決定年月日時　平成27年７月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　馬場　　啓
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年９月17日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月16日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第２６２３号

大阪府大東市氷野１丁目９番13号
債務者　宮浦　弘明
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山下　幸雄
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月１日午後２時
5　免責意見申述期間　平成27年９月17日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第８６号

新潟県十日町市駅通り96番地４
債務者　萩谷　英二
1　決定年月日時　平成27年７月10日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　五十嵐　亮
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月２日午前11時50分
5　免責意見申述期間　平成27年９月18日まで
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２７年（フ）第６３号

岐阜県瑞浪市明世町山野内291番地　レオパレス沼105号
債務者　富田　真治
1　決定年月日時　平成27年７月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　可児　恵太
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成27年10月５日午前10時20分
5　免責意見申述期間　平成27年９月24日まで
岐阜地方裁判所多治見支部